

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人順愛会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員・監事が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員には支給しない。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び法人が実施する福祉サービス事業（以下「事業」という。）の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。ただし、当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員には支給しない。

2 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人業務及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

2 監事が、理事会・評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 旅費とは、交通費、宿泊費をいう。

2 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により旅費を支給することができます。

(改正)

第7条 この規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならぬい。